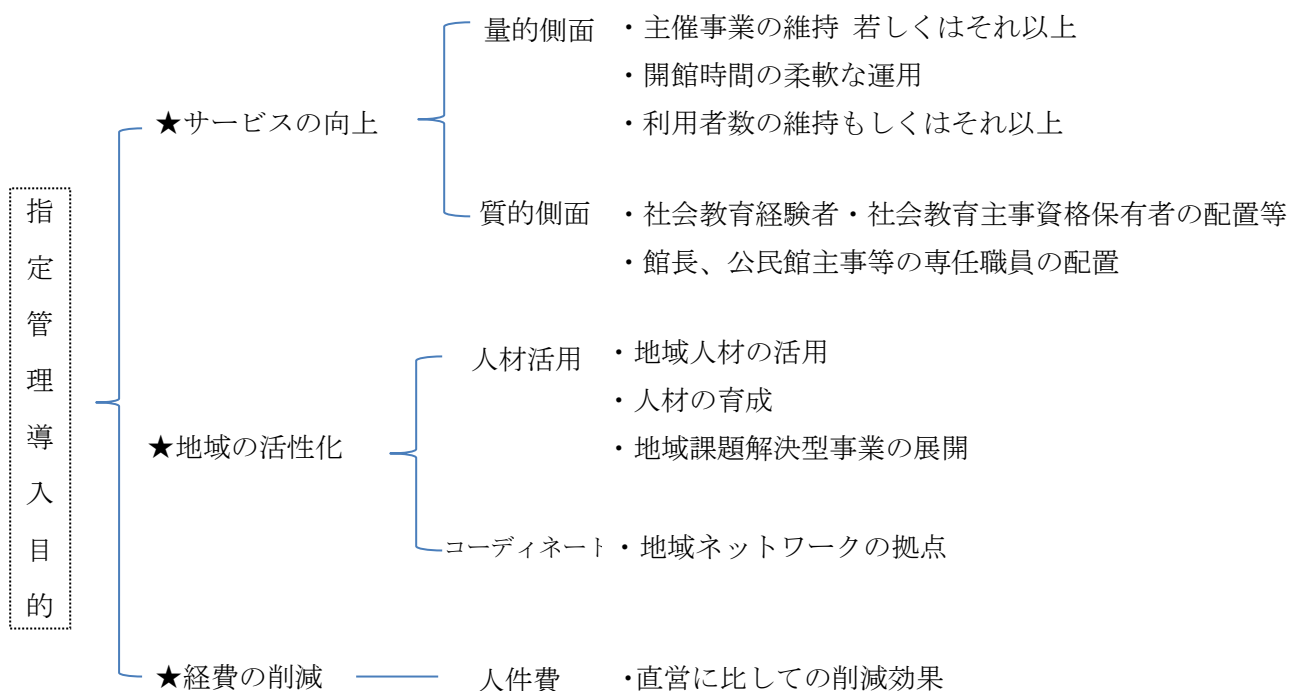


指定管理者制度の導入について(概要)

1 指定管理制度の概要について

- ・ 民間の事業者に管理を委任するものである。職員を雇用し公民館の管理運営をおこなう
- ・ 市の支払う指定管理料と利用料金などの収入を合わせて様々な事業を展開する

2 指定管理制度の目的



- ・ 指定管理を導入した目的は地域の活性化なので、全体的なコストが必ずしも軽減されるとは限らない
- ・ 一斉ではなく、受託意向のある地区から進める
- ・ 施設の管理も合わせておこなう
- ・ 選定は非公募を予定・・・地域に密着した施設であり、地域の拠点施設であるため

◎利用料金制

- ・ 指定管理者の創意工夫を支援するため利用料金制度を導入する

◎職員の配置

- ・ 公民館に配置する職員にあっては生涯学習事業に携わった経験を有する者を最低1名以上配置すること

◎開館・閉館

- ・ 条例等の範囲内で柔軟に対応可

公民館への指定管理者制度の導入に当たっての基本方針(案)

文化スポーツ部

1 指定管理者制度を導入する目的

社会教育施設である公民館は、「住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与」することを目的に運営されてきたが、現在は個人の学習支援に傾倒してきたきらいがある。

しかし、少子高齢化や地域活動の減退、市民意識の変化など複雑多様化する現代社会の中で、公民館の再認識が行われ、公民館の役割や機能において、人づくり、地域づくりをとおしての地域活性化が求められています。

公民館が地域づくりや地域活性化の中核施設となるには、地域住民が運営や事業の企画に参加・参画し自らの考えを反映させることが不可欠です。そのため公民館の運営管理については次の3点を目指し、指定管理者制度を導入します。

- (1) 地域の特性・特徴を生かした公民館
- (2) 地域が担う、地域に密着した公民館
- (3) 地域拠点としての公民館

2 指定管理者制度を導入する公民館

全ての13公民館を対象にします。ただし、一律・一斉ではなく、受任を希望する地区区へ順次導入していきます。

3 指定管理者が行う管理の基準

詳細については、各公民館ごとに定めますが、次の方針とします。

- (1) 休館日・開館時間・使用制限の要件等、施設を利用するにあたっての基本的な条件は、受任団体等の提案により変更することが可能であること。
- (2) 管理を通じて取得した個人情報については、適切な取扱いをすること。
- (3) 市民の平等利用を確保すること、活動できるよう努めること。
- (4) 利用者意見を管理に反映すること、また、地域の各種団体、家庭、企業、その他関係団体等と連携協議し、利用者のニーズに対応すること。
- (5) 関係法令を遵守すること、地域経済・地域雇用・地域振興・環境保全に配慮すること、管理に係る情報を積極的に公開すること。

4 指定管理者が行う業務の範囲

詳細については、各公民館ごとに定めますが、次の方針とします。

指定管理者が行う業務の範囲

- ①公民館事業の企画及び実施
- ②公民館の利用許可に関する業務
- ③使用料等の徴収に関する業務
- ④施設及び設備の維持管理
- ⑤施設の利用促進及び広報広聴に関する業務
- ⑥その他管理運営上必要な業務

5 指定管理者として指定する期間

指定管理者として指定する期間は3年間とします。

ただし、指定管理による管理を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても、指定を取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

また、この期間前において、指定管理者の費用負担のもと、現在の管理団体との業務引継ぎや研修等をしていただくことがあります。

6 指定管理者の募集方法

- (1) 指定管理者の募集方法は非公募とし、指定を開始する前年（以下「前年」と言う。）の4月～5月に、受任予定団体に申請書の提出や業務仕様書の内容等について説明します。
- (2) 申請者の資格については、中津川市内に主たる営業所または事業所を有する法人その他の団体(規約を有し代表の定めがあるもの)、公民館業務を円滑に行うための職員の確保ができる者、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者、中津川市から指名競争入札の指名停止等の措置を受けていない者、会社更生・民事再生等の手続を行っていない者、諸税を滞納していない者、申請団体の役員等に暴力団員が含まれていないことを要件とします。

7 指定管理者の選定

- (1) 指定管理者選定は、中津川市公の施設の指定管理者選定委員会において選定基準により選定します。

選定基準としては、①住民の平等な利用が確保されること、②施設の効用が発揮されること、③施設の運営方針及び業績目標が明確なもの、④管理経費の軽減につながるものであること、⑤指定管理者が管理を安定して行う物的・人的及び財政的能力があること、⑥利用者アンケート等によるニーズの把握と事業に反映していること、⑦地域の文化振興、体育振興、地域経済、地域雇用及び地域振興への貢献が配慮されていること等とします。

- (2) 指定管理者候補者の指定に当たっては、市議会の指定の議決を経ることとします。

8 その他

- (1) 募集要項、選定基準等公表した情報への質問の受付、施設現地説明会の開催については、別途定めます。
- (2) 指定管理者に支払う指定管理料金は、過去の実績を基に算定した支出見込額等から収入見込額を差し引いた額を上限に予算の範囲内で支払うこととします。
- (3) 利用料金制導入施設の利用料金の額は、条例で定める利用料金の上限の範囲内で指定管理者候補者の提案により変更することがあります。
- (4) 施設の管理に係る業務の細部に関する事項については、指定管理者候補者と市とで仮協定書を締結し、市議会の議決後、指定管理者と市とで協定書を締結し定めます。

公民館の指定管理者制度の進め方

一律、一斉ではなく、運営体制が整い受任を希望する地区へ順次進めていく

